

令和 7 年琴平町公告第 23 号

令和 7 年度琴平町職員採用試験を次のとおり実施する。

令和 7 年 5 月 19 日

琴平町長 片 岡 英 樹



1 試験区分、採用予定人員、勤務先及び職務内容

試験区分		採用予定人員	採用時の勤務先及び職務内容
大学卒業程度	一般行政	2 名程度	琴平町に勤務し、一般行政事務に従事します。
	一般行政 (障がい者)	1 名程度	

2 受験資格

(1) 受験資格は、以下のとおりです。

平成 8 年 4 月 2 日から平成 16 年 4 月 1 日までに生まれた者、もしくは同年齢未満であっても、大学（短期大学、高等専門学校を除く）を卒業した者又は令和 8 年 3 月 31 日までに卒業見込みの者。

障がい者区分については、上記に加え、障がい者手帳の交付を受けている者。

(2) 次のいずれかに該当する者は受験できません。

(ア) 日本の国籍を有しない者

(イ) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

(ウ) 琴平町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者

(エ) 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 試験の方法及び内容

試験は第 1 次試験及び第 2 次試験とし、第 2 次試験は第 1 次試験の合格者に対してのみ行います。

なお、申込用紙記載事項等に基づき、受験資格の有無等について確認します。

(1) 第1次試験

第1次試験では、筆記試験を大学卒業程度で次のとおり行います。

試 験	方 法 及 び 内 容
教養試験 2時間・40題	公務員として必要な一般知識（時事、社会・人文、自然）及び一般知能（文章理解、判断・数的推理、資料解釈）について択一式により行います。
性格特性検査 20分・150項目	公務員に求められる資質に関し、性格傾向の面から特徴について択一式により行います。
専門試験 2時間・40題	試験区分に応じて必要な専門的知識及び能力について択一式により行います。試験問題は別表に掲げる分野から出題します。

別 表

一般行政の 出題分野	憲法、行政法、民法、経済学、財政学、社会政策、政治学、行政学及び国際関係
---------------	--------------------------------------

(2) 第2次試験

第2次試験では、口述試験を行います。

試 験	方 法 及 び 内 容
口述試験	面接等により積極性、社会性、責任感、情緒安定性、コミュニケーション能力等人物について試験を行います。

4 試験の日時、場所及び合格者発表

全ての試験区分とも以下の日程です。

日時等 試 験	日 時 ・ 場 所	合 格 者 発 表
第1次試験	令和7年7月13日（日） 試験時間 午前8時50分～午後3時頃 場 所 香川県自治会館 ホテルパールガーデン ホテルマリnpレスさぬき （高松市福岡町2丁目）	8月中旬に町役場等に掲示するほか、合格者に通知します。
第2次試験	日時 別途、町役場より本人に通知します。 場所 琴平町役場	町役場等に掲示するほか、合格者に通知します。

5 合格から採用まで

(1) この試験の最終合格者は、令和8年4月1日採用の予定です。

※採用可能な方は、予定日以前に採用される場合があります。

(2) この試験に合格しても、令和8年3月31日までに卒業見込みの人が卒業できなかった場合や、受験に必要な資格を満たすことができなかった場合は、原則として採用される資格を失います。また、合格後や採用後に、受験資格がないことや経歴を詐称していたことが判明した場合は、採用を取り消します。

(3) 地方公務員法第22条の規定により、採用の日から原則6ヶ月間は条件付採用期間とし、その間の勤務成績が良好な場合に正式採用となります。

6 給与及び勤務時間等

(1) 大学卒業後直ちに採用された場合の初任給は、おおむね次のとおりです。

試験区分	給料月額
一般行政（大学卒業程度）	225,600 円
一般行政（大学卒業程度）障がい者	

職歴を有する者は一定の基準により加算される場合があります。

このほかに期末手当及び勤勉手当が支給され、また、支給要件に該当する者には、扶養手当、通勤手当、住居手当等も支給されます。

(2) 勤務は原則として月曜日から金曜日までの5日間、1日7時間45分です。ただし、部門、職種によっては変則的な勤務をすることがあります。

(3) 勤務場所は、琴平町役場本庁及び琴平町内に所在する出先機関です。ただし、業務内容によっては琴平町外で勤務する場合があります。

(4) 休暇は、年次休暇のほか、疾病等の場合の病気休暇、結婚、忌引、出産等の特別休暇や、育児休業、介護休暇等があります。

(5) 勤務中及び通勤中の事故によるケガ及び病気について、地方公務員災害補償基金による補償を受けることができます。

(6) 香川縣市町村職員共済組合及び香川縣市町村職員互助会に加入し、短期給付、長期給付および各種福利厚生を受けることができます。

(7) 香川縣市町村総合事務組合に加入し、退職時には勤続年数及び退職事由に応じて退職手当を受けることができます。

7 受験申込手続及び受付期間

(1) 申込用紙の請求

申込用紙は、琴平町総務課へ請求してください。

郵便で請求する場合は、封筒の表に「採用試験申込書類請求（一般行政（大卒程度）」

又は「採用試験申込書類請求（一般行政（大卒程度）障がい者）」と朱書し、返信用封筒（角形２号。180円切手を貼付し、宛先を明記したもの）を必ず同封してください。

（２）受験申込先及び申込方法

申込みは、申込用紙に必要な事項を記入し受験票に 85 円切手を貼り、琴平町総務課へ提出してください。申込みの際には、受験票に写真を貼らないでください。

郵便で申込みをする場合は、封筒の表に赤字で「町職員（一般行政（大卒程度））受験申込書在中」又は「町職員（一般行政（大卒程度）障がい者）受験申込書在中」と書いて、簡易書留で郵送してください。

障がい者区分を受験される方は、受験資格の確認のため、申込用紙（別紙）に必要な事項を記入し、「障がい者手帳の写し」を添えて提出してください。

【宛先】〒766-8502 香川県仲多度郡琴平町榎井 817 番地 10 琴平町総務課

受験票は、あとで郵送しますが、7月3日（木）までに受験票が到着しないときは琴平町総務課に必ず照会してください。

なお、受験票には最近6ヶ月以内に撮影した写真（上半身・脱帽・正面向・縦5cm・横5cm以内で本人と確認できるもの）を貼りつけて試験の当日持参してください。写真のない場合は受験できません。

なお、試験の当日、受験票がない場合は受験できません。また、受験票に写真を貼っていない場合も受験できません。

（３）受付期間

令和7年5月19日（月）から6月13日（金）まで、平日午前8時30分から午後5時15分まで受け付けます。なお、郵送の場合は期間内必着とします。（郵便事故等により不着の場合でも責任を負いません。）受付期間後はどのような理由があっても、受け付けません。

8 その他

（１）試験当日に車椅子の使用を希望するなど受験に際して要望のある場合は、申し込み時に琴平町に申し出てください。

（２）この試験についての問い合わせは、琴平町総務課（電話：0877-75-6701／FAX：0877-73-2120）でお答えします。

（３）試験場には受験者用駐車場がありませんので、自動車利用の受験者はご承知ください。なお、自動車等で送迎される場合は、交通の妨げ、近隣住民の迷惑にならないよう

ご配慮ください。

(4) 第1次試験の択一式試験の採点は、コンピュータにより行いますので、HBの鉛筆とよく消える消しゴムを第1次試験の当日必ず持参してください。

(5) 台風等の災害により日程を変更しなければならなくなった場合など、告知事項がある場合には、下記によりお知らせする予定です。

(第1次試験) 香川県町村会ホームページ <http://chousonkai.or.jp/>

(第2次試験) 琴平町ホームページ <https://www.town.kotohira.kagawa.jp/>

